

茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する老齢年金等を受給することができない高齢者に対し、在日外国人高齢者福祉金（以下「高齢者福祉金」という。）を支給することにより、在日外国人高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2 高齢者福祉金は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものに支給する。

- (1) 大正15年4月1日以前に生まれた者
- (2) 昭和56年12月31において、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録原票に登録されていた者

(支給制限)

第3 第2の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者福祉金は支給しないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (2) 公的年金を年額120,000円以上受給しているとき。
- (3) 茨木市在日外国人障害福祉金を受給しているとき。
- (4) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所しているとき。
- (5) 本人、本人の配偶者又は扶養義務者のいずれかの前年（1月から3月までの間に申請するときは、前々年）の所得が老齢福祉年金の全額支給停止理由に相当する所得額以上となるとき。

(高齢者福祉金の額)

第4 高齢者福祉金は、月を単位として支給するものとし、その額は、1人につき月額10,000円とする。ただし、公的年金を受給している者にあって、当該公的年金の受給額が高齢者福祉金の支給額に満たないときは当該公的年金の額を控除した額を支給するものとする。

(支給の申請)

第5 高齢者福祉金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茨木市在日外国人高齢者福祉金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（日本に帰化した者にあっては、住民票の写し及び戸籍抄本）

(2) 本人、本人の配偶者及び扶養義務者の前年（1月から3月までの間に申請するときは、前々年）の所得を確認できる書類

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の申請書に添えて提出する書類等による証明事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(支給の決定等)

第6 市長は、第5の申請があったときは、その内容を審査のうえ、支給の適否を決定し、茨木市在日外国人高齢者福祉金支給決定通知書（様式第2号）又は茨木市在日外国人高齢者福祉金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(支給期間及び支給期日)

第7 高齢者福祉金の支給は、申請があった日の属する月の翌月から始め、受給資格が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 市長は、毎年9月及び3月に第6の規定により高齢者福祉金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）にそれぞれ当該月分までの高齢者福祉金を支給する。ただし、受給資格が消滅したときは、支給月を繰り上げて支給することができる。

(届出)

第8 受給者は、毎年6月1日から6月30日までの間に茨木市在日外国人高齢者福祉金現況届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに茨木市在日外国人高齢者福祉金変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 第10の各号のいずれかに該当することとなったとき。（第10第1号に該当する場合の届出は死亡した者の配偶者又は扶養義務者等の親族が行うものとする。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金の受給状況などに変更があったとき。

(支給の停止)

第9 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度の4月分から高齢者福祉金の支給を停止する。

(1) 第8第1項に掲げる茨木市在日外国人高齢者福祉金現況届を提出しないとき。

(2) 受給者本人等が第3第5号に該当するに至ったとき。

(受給資格の消滅)

第10 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格は消滅するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2に規定する支給対象者でなくなったとき。

(3) 第3第1号から第4号のいずれかに該当するに至ったとき。

(停止等の通知)

第11 市長は、第9の規定により高齢者福祉金の支給を停止したとき、第10の規定により受給資格が消滅したとき又は第8の規定による届出により支給に変更があるときは、茨木市在日外国人高齢者福祉金支給停止・受給資格消滅・支給変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(未支給の高齢者福祉金)

第12 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき高齢者福祉金で未支給のものがあるときは、その者の配偶者又は扶養義務者等の親族は、茨木市在日外国人高齢者福祉金未支給金請求書（様式第7号）を市長に提出して、その未支給の高齢者福祉金を請求することができるものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第13 高齢者福祉金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。
(高齢者福祉金の返還等)

第14 市長は、高齢者福祉金の支給を受けようとする者、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者福祉金の支給決定を取り消し、又は高齢者福祉金を支給せず、若しくは減額し、若しくは全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第10による受給資格の消滅以後に高齢者福祉金を受給したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 虚偽、その他不正な行為により高齢者福祉金を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他、市長が不適当と認めたとき。

2 前項に該当する場合は、茨木市在日外国人高齢者福祉金支給決定取消通知書（様式第8号）又は茨木市在日外国人高齢者福祉金返還通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、高齢者福祉金の支給に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 支給対象者が平成8年12月31日までに高齢者福祉金を申請したときは、第7第1項の規定にかかわらず平成8年4月（平成8年4月1日以降に受給資格を取得したものについては、その受給資格を取得した日の属する月の翌月）分から高齢者

福祉金を支給する

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号

年　月　日

茨木市長　　殿

申請者住所

氏名

電話　　(　　)

茨木市在日外国人高齢者福祉金支給申請書

茨木市在日外国人高齢者福祉金の支給を受けたいので、茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

住所			
氏名			
生年月日	明・大・西暦　　年　月　日　(　歳)		
生活保護 受給の有無	有(年月 ・から) 無	公的年金 受給の 有無	有(年額 ・ 無)　　年金 円)
茨木市在日 外国人障害 福祉金受給 の有無	有 ・ 無	擁護老人ホーム又 は特別養護老人 ホームの入所の 有無	有(施設名 ・ 無)
配偶者の有無	有・無()		
扶養義務者の有無	有・無()		
振込口座	銀行　　支店		
	預金種別	普通・当座	口座番号
	口座名義(カナ)		

(注意) 振込先の口座名義は本人に限ります。また、郵便局への振込みはできません。

添付書類

- 1 住民票の写し (日本に帰化した者にあっては、住民票の写し及び戸籍抄本)
- 2 本人、配偶者及び扶養義務者の前年 (1月～3月申請は前々年) の所得を確認できる書類
- 3 公的年金受給者は、年金額を確認できる書類

※ 在日外国人高齢者福祉金の支給事務に必要とする市民税課税台帳等の閲覧について承諾します。

様式第2号

年　月　日

様

茨木市長

茨木市在日外国人高齢者福祉金支給決定通知書

年　月　日付けで申請のありました茨木市在日外国人高齢者福祉金の支給について、次のとおり支給することに決定しましたので茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱第6の規定により通知します。

支 給 額	月額	円
支給開始	年　月分から	

備 考

- 1 在日外国人高齢者福祉金は、年2回（9月、3月の月末にそれぞれの月の分まで）に分けて口座振込により支給します。
- 2 住所等に変更が生じたときは、速やかに届けてください。
- 3 毎年6月に現況届の提出が必要です。

様式第3号

年　月　日

様

茨木市長

茨木市在日外国人高齢者福祉金不支給決定通知書

年　月　日付けで申請のありました茨木市在日外国人高齢者福祉金について、下記の理由により支給できませんので通知します。

(理　由)

様式第4号

年　月　日

(届出先) 茨木市長 殿

申請者住所
氏名
電話 ()

茨木市在日外国人高齢者福祉金現況届

茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱第8第1項の規定により、下記のとおり届出します。

生活保護受給の有無	有(年 月から) ・ 無	公的年金受給の有無	有(年金) ・(年額 円) 無
茨木市在日外国人窓外福祉金受給の有無	有 ・ 無	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所の有無	有(施設名) ・ 無
配偶者の有無	有・無 ()		
扶養義務者の有無	有・無 ()		

備考

- この現況届は、毎年6月1日から6月30日までの間に提出してください。
- 本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得を確認できる書類を添付してください。
- 公的年金受給者は年金額を確認できる書類（改定通知書等）を添付してください。

※ 在日外国人高齢者福祉金の支給事務に必要とする市府民税課税台帳等の閲覧について承諾します。

様式第5号

年　月　日

(届出先) 茨木市長 殿

申請者住所

氏名

受給者との続柄

茨木市在日外国人高齢者福祉金変更届

茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱第8第2項の規定により、下記のとおり届出します。

受 給 者	住 所	
	氏 名	
受 給 権 の 消 滅	異動年月 日	年 月 日
	原 因 (該当事 項を○で 囲んでく ださい。)	(1) 死亡した。
		(2) 他市町村に居住地を変更した。
		(3) 生活保護を受けた。
		(4) 公的年金を受給した。 (年金の種類) (年 頃 額 円)
		(5) 茨木市在日外国人障害福祉金を受給した。
		(6) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した。
		(7) 老齢福祉年金の全額支給停止に相当する額を有した。
		(8) その他 ()
申 請 書 の 内 容 の 変 更	変 更 (該当事 項を○で 囲んでく ださい。)	(1) 住所の変更 (変更後の住所) (2) 振込口座の変更 (変更後の振込口座) (3) 公的年金の支給額の変更 (変更後の支給額 円)

様式第6号

年　月　日

様

茨木市長

茨木市在日外国人高齢者福祉金支給停止・受給資格消滅・支給変更通知書

年　月　日付けで申請のありました茨木市在日外国人高齢者福祉金変更届により、下記のとおり支給停止・資格消滅・支給変更しましたので、通知します。

支給停止年月日 資格消滅年月日 支給変更年月日	年　月　日
理　　由	(1) 死亡した。 (2) 他市町村に居住地を変更した。 (3) 生活保護を受けた。 (4) 公的年金を受給した。 (年金の種類 (年　　額　　円)) (5) 茨木市在日外国人障害福祉金を受給した。 (6) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した。 (7) 老齢福祉年金の全額支給停止に相当する額を有した。 (8) その他 (　　)

様式第7号

年　月　日

(届出先) 茨木市長 殿

請求者住所
氏名
受給者との続柄

茨木市在日外国人高齢者福祉金未支給金請求書

茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱第12の規定により請求します。

死亡受給者氏名			
死　亡　日	年　月　日		
未支給期間	年　月分から		年　月分まで
請求額	円		
振込口座	金融機関名	銀行　　支店	
	預金の種別	普通・当座	口座番号
	フリガナ 口座名義		

未支給期間	年　月分から	年　月分まで
未支給金額		円

太線内は記入しないでください。

様式第8号

年　月　日

様

茨木市長

茨木市在日外国人高齢者福祉金支給決定取消通知書

下記のとおり茨木市在日外国人高齢者福祉金支給の決定を取り消しましたので通知します。

取 消 月	年　　月 (　　年　　月分までは支給対象)
取 消 理 由	

様式第9号

年　月　日

様

茨木市長

茨木市在日外国人高齢者福祉金返還通知書

茨木市在日外国人高齢者福祉金支給要綱第14に基づき下記の金額を返還するよう通知します。

返還金額	円
返還期日	年　月　日　まで
返還理由	